

議長(川杉美津江君) 一般質問を続けます。

4番 山口一成議員。

(4番 山口一成君 登壇)

4番(山口一成君) 今日11日の7番目、最後でございます。この席に先程も山本議員が言われましたように、山川議員がおみえにならないのが大変残念であります。山川議員との付き合いは、私が十社村の青年団長をしておったときからの付き合いでございまして、「4Hクラブ」そういうようなものを立ち上げられたり、それから中上や長深や南大社の地層土壌を調査された。そういうようなところからの付き合いでございしますが、大変お亡くなりになったことを、大変残念に思っておる次第であります。山川議員も私の今日の質問を聞いておってくれるのではないしらんと思っておる次第です。

発言通告は、大きく三つに分けてあります。

1は、行財政改革の問題、2番目も行財政改革の問題ですが、それを分けたのは、地域性や、または私的にかかる問題というようなことで、1と2を分けさせていただきました。

その中で、2番目の地上デジタル放送については、簡単な質問で終わりたいなというふうに考えております。質問に入ります。

行財政改革の実施の検証についてですが、これは70項目あります7番目のオレンジバスの利便性の向上についてですが、今年の4月に一部ルート変更を行いました。それから平成21年にはルートが確定され、本格運行に移行するわけでございますが、私の手元にこんな葉書が届きました。葉書じゃなくて手紙が届きました。ちょっと読んでみます。

「旧北大社駅を頼りに移住した者です。所用のため電車を利用するときにいつも思う。利用できないレール沿線になった二軒屋地区にバスをどうしてもほしいと思います。現在、東員駅に立ち寄るバスはいつも無人に近い状態で走っています。住民に利用しやすいように変えてください。なぜ無人のバスは走るのか考えてください。駅の広場に止まっているたくさんの自動車は朝に利用する人だけです。昼間バスが通らないところに住むのが恨めしく思います。なぜ利用できない無人に近いバスが走るのでしょうか」と。

もちろん、「しょう」も「せう」と書いてありますので、かなり高齢者の方だと私は思っておりますが、車に乗って私たちは今生活をしておるわけですが、みえない方だと思います。この方の精いっぱい訴えだというふうに思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、項目の70番のところですが、二軒屋の未利用財産のことについて、先程は門脇議員が質問されました。私は去年の3月議会でこの質問をいたし

ましたが、答弁は「町営住宅は建てない。住宅地として利用したい」という答弁でございましたが、周囲には現在22戸、民間の宅地開発で住宅が既に建ち、入居されてみえます。1千㎡の土地の草刈りが今年2回されました。さきほど塩漬けという言葉について、町長は塩漬けじゃないというようなことを言うてみえましたですけども、その活用策の答弁を再度求めたいと思います。

次に、未利用のその財産のことでございますけれども、それを先程は周りにたくさんの住宅地が建ちましたので、これを住宅地として売るのは大変どうかというふうに私は考えるわけでございます。民間に払い下げるということについては、大変難しい問題が存在するのではないかというふうに、今になって考える次第です。答弁をお願いしたいと思います。

簡潔に、1時間かからんと今日は終わりたいと思いますので、簡潔にお願いします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

(町長 佐藤 均君 登壇)

町長(佐藤 均君) 山口議員の行財政改革の実施計画の検証についてご質問に、お答えをいたします。

まず、コミュニティバスに関するご質問でございますが、運行を開始させていただいて早3年が経過しようとしております。皆さん方には通勤、通学、通院をはじめ、日常生活にご利用いただいているところでございます。

現在、5年間の実証運行期間中であり、利便性の向上を図るために運行開始からアンケート調査や乗降調査を実施させていただいており、前年度に運行ルートのダイヤの見直しを行い、本年4月から改正ルートダイヤで運行させていただいております。今後も利用状況等を踏まえて利用者の利便性確保のため、引き続きルートやダイヤの改正を検討してまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、大木町営住宅跡地の利用についてでございますが、ご質問の土地は町営大木住宅の木造住宅の跡地で既に家屋の取り壊しも行き更地となっております面積は約 2,700 ㎡であります。

以前にも議員のご質問にご答弁させていただきましたとおり、町内では多くの民間の賃貸住宅が建設されている状況から、跡地に公営住宅を建設することは考えておりません。現在、大木二軒屋周辺で実施しております地籍調査事業にあわせて、当該地区の境界確定や登記関係の整理を行っており、完了後、住宅建設の条件に処分をいたす考えでおりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今、2,700 m²で言われました。これはすべての町有地を含んでおる面積だと私は思いますが、今、二軒屋の集会所は老朽化しております。ちょうど3代前の藤田町長のときに建設されたプレハブの集会所です。この集会所の建て替えにあわせ、集会所兼老後の保健施設も検討に入れて考えられませんかという点が、第一点でございます。

それからバスのことですが、後刻公共交通の特別対策の委員長から報告があると思いますが、どうしても二軒屋を通してほしいという希望が、今の手紙の中にも表れておったと思います。東員駅から二軒屋までタクシーを呼んでもなかなか来てくれません。タクシーが来たとしても代金は600円払わなくちゃならないということです。そういうことですから、何かバスの利便性というんですから、利便性の言葉からいったら、何か二軒屋通っていいのではないかというふうに思います。

先程もアパートのことがございましたが、アパートは約100戸建っております。若い人たちです。先程も地区に入らないとか、または班に入らないとか、1人だけとか、住民票を持ってこないとかいろいろありますが、皆若くても将来は高齢になるんです。高齢になったらどうしても車に乗りたくても乗らなければならぬということじゃなし、乗れないようになってしまうんですから、そのことを考えてほしいというふうに思います。

それで先程言いました二軒屋の集会所のことについて、町長の答弁を求めたいと思います。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 答弁させていただきます。

この大木住宅の旧の木造の部分と、それからもう既に二軒屋地区の集会所が建設、建っております。その二軒屋集会所の土地のことを言われてみえらると思うんですけど、私どもとしては集会所の部分は集会所として当然存続をさせていく、残りの部分について民間の力を借りて人口増を図るところから、処分をしていきたい。そんな思いでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 集会所のことにつきましては、今お聞きしたとおりでございますが、それこそプレハブなんです。下がちょうど鉄でできておりまして、鉄でそれをつないである。ボルトでつないである。一番よく言う床の土台なんです。そういうようなところでこう傷みもきておるわけです。ですから、なかなか与えられたものですから、住民にはそれほどの意識がないんですね。これは二軒屋の人には大変悪いかもわかりませんが、意識が大変低いんです。何か近鉄からもらったものという意味が大変深くありまして、それを利用させてもろておるといことぐらいの意味しかないわけなんです。

そういう意味で、大変意識が低いので建て替えについての時期がきておるのに、その建て替えが進まない理由はネックはそこにあるのではないかしらんと、こう思っておりますが。

もう一点ですが、周りの土地は1㎡何万何千円という数字は言いませんけれども、ほとんど売られておるわけなんです。町のその住宅跡地についてもそれだけの金額で売るのであるのかどうか、それで買えるのかどうか、高くは絶対売れないはずなんです。そうするとこの跡地はどうするのかということ、先程お尋ねしたわけでございます。何か公共の老人福祉に係る施設が建ったら、これは問題なからうというふうに私は判断いたしまして、質問の項目に入れたわけです。再度答弁をお願いします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

ご質問聞いておりますと、その大木住宅の跡地について、極端なことを言うと老人施設的なものをそこへ建設をということなんです。

老人人口もどんどん増えるということも承知しておりますし、将来的にその老人関係の根本的なところを、やはりもっと研究しないと思います。ただ、その部分についても行政が手を出していく、その部分は今いろいろ民間の仕事として、非常に社会的にいろいろな施設をやられておる。だからその跡地のところへ行政が福祉施設をという考え方は今のところにはございません。

その土地を処分するときに、民間の方でやられる方は何もその処分地を買っていただく、そんな方向でいけば経営が成り立つということであれば、民間の方も進出をされると思いますし、その辺はその処分の中で頭のなかに入れて、処分の方法を皆さんと議論をさせてもらいたいと思います。要するに処分条件ですね。私は住宅地として一番適したところであるかなと、どんどんと民間の方も開発をされてみえますし、非常に環境上良いということで、極端なことを言うと戸建ての住宅が一番ええかなと。

ところがそのアパートとかマンションとか、そういう方向もあろうかと思えますので、その辺はどういう条件を付けて処分をしていくか、そこら辺もまたもう少し進んだ段階で、処分方法も議員の皆さんにお示しをさせていただきますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) いつかこの処分の問題について、地域に葉書を私は配って、その葉書を読んだ記憶がありますが、その中でもそういうような施設をつくったらどうやという意見も、葉書の中に書いてありましたが、ゆえに書いたわけですが、戸建ての住宅が僕もベターだと思います。けれども、それ以上に高齢化が進んでおる中で、何か町のそういう施設も必要ではないかというような思いもありますし、地域の方の声もありますので、今発言したわけでございます。

次に、2のほうへ移ります。地上デジタル放送のことについてでございますけれども、先程既に門協議員や、それから近藤議員から発言がありましたので、私は簡単に質問したいと思えますが、方針は今年中ということでしたが、今年度中ということによろしいでしょうか。はい、頭を振ってみえますので、今年度中というふうに理解させていただきます。

それから料金のことについては、それも既に出しておりますので、もう一つ質問になかったことを聞きます。二軒屋のある人は、「僕はNHKにはお金を払っていない。勢慶テレビにしか払っていない」というふうに言われるんですけども、それも通るのか、通らないのかということをお聞きしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

テレビのNHKの受信料は払ってもらわな駄目だと思います。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 失礼いたしました。質問についてすぐ次へ行ってしまいましたが、次にもうこれはデジタル放送のことについては、もう終わります。

次に、14番目の笹尾の連絡所のことについてお尋ねいたします。

廃止についてお尋ねいたしますが、この14番目の項目の目標に、住民の意向とオレンジバスの実証運行結果をもとに検討するというふうにあるわけ

ですが、18年度の利用者数は住民票をもらった方が3,432件、戸籍が863件、印鑑証明が1,851件、その他70件として年間で6,216件の利用者があるわけですが、笹尾・城山はもう団地としては言葉としては言えないくらい経っております。

50年からもう既に30数年経っておるわけですから、交流も深まっております。人口も在来よりも多いですし、ここにみえる議員数も多いわけなんです。俺たちが東員町を支えてきたんだという自負心が芽生えておる証拠だと私は思っております。また反対に、高齢化の波もひたひたとやってきております。連絡所の廃止どころか、もっと充実してほしいぐらいの自治会長さんのお声も聞きます。私は廃止すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お聞きします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 山口議員からの行財政改革の実施計画の検証の2点目について、お答えをさせていただきます。

まず、地上デジタル放送関係いろいろダブル部分もございますけども、再度答弁をさせていただきます。実施計画におけるプラムチャンネルの方向性につきましては、東員町デジタル放送対策業務報告書及びアンケートで得られました住民の方々の必要としている情報を伝えることは、今後も継続して行う必要があると認識をしております。

現在、株式会社ラッキータウンテレビのコミュニティチャンネル、すなわち自主放送番組の中で行政情報を伝える時間帯や取材編集等詳細な協議を行い、全面的に委託する方向で考えております。

続きまして笹尾連絡所につきましては、行財政改革推進計画の中で連絡所のあり方について検討としており、平成21年度までに住民の意向とコミュニティバスの実証運行結果をもとに、運営のあり方について検討することといたしております。

現在、住民の皆さんの意向を把握するため、アンケートの準備と窓口事務の利用状況等の実績をもとに、庁内での検討をさせていただいております。これらを参考にし、十分検討を加えまして、平成21年度には存続、廃止を決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 廃止かどうかということ、先程近藤議員は投票所の話で言われましたですけれども、私は廃止すべきでないというふうに考えるわけです。何か行政改革を言うと、それに理解を示さんというようなことで、何か悪者扱いにされておるようでございますけれども、財政のこの地方分権の中は本当に空文句でございますして、予算の配分、これがもう7億円も減ってきたらどうなるんやというような、先程の町長の話もございましたが、最近では政財官の癒着の中でぬくぬくと育っておる人もおるわけですから、それを忘れないでほしいと思います。

こういう見方は前の中村町長は物事を見るのは鳥瞰視的に見なくちゃ駄目だ。虫瞰視的な見方をしてはあかんということを言われました。鳥瞰視とは、高い空の上の鳥のように地域がどのように動いておるか、社会がどのように変化しておるか、そういうものを見る必要がある。また虫瞰視とは土の中に入って、住民の気持ちをどのようにくみ取って、自分たちはどのような行政をやり、責任持った地方自治ができるかというような目が必要なんだということを、鳥瞰視、虫瞰視という言葉で中村町長は私たちに語っていただきました。そういう行政をすることは、私は今後ともに大事だと思っておりますが、高齢者がおる中で本当に高齢者を寒風の中にさらすようなことはしてはならんというふうに考えます。

次に、三番目の質問に入ります。ハシヨります。

皆さん方に配布してあります、学習指導要領改訂案をご覧いただきたいと思います。

小中学校の授業で生活であるとか音楽、図工、体育、道徳、特別活動、そういうものの時間数は記入してございません。同じですから、今までどおりですから記入してありませんが、そこにお配りしましたのは算数や中学校の数学、国語、理科、社会を中心に各教科の授業時間の改訂案を出させていただきました。ゆとり教育からの方向転換が図られるようでございますが、その要因は何か。諸外国との比較で子どもの学力が低下したことへの対応であると言われております。そのことについて教育長に、また答弁を願いたいと思います。

その中で総合学習についてですが、今回の改訂では小学校3年以上で35時間から40時間、中学校で約20時間から60時間も減っております。町内各校へ呼びが私にもかかりまして、いろいろその取り組みに参加させていただきました。けれども、その一刻の中で子どもの元気な姿から、私は生きがいを感じてきたわけでございますけれども、この中で、学力が国際から比較して低下したということへの対応がそうであったかどうかということも、教育長にご答弁を願いたいと思います。

次に、小学校のこの総合学習の中でございますけれども、英語学習には私は疑問を持っております。平成18年から体験型の英語活動を必修化を受けて、5年生、6年生に週1時間程度の英語活動をするということが導入されておりますが、英語の挨拶であるとか、英語の歌であるとか、ゲームであるとか、カルタ取りであるとかということをやっておるのを私は見てまいりました。それはどうみても英語ごっこにしか私は目に映りませんでした。このことについても教育長から答弁を求めたいと思います。

次に、中学校の体育の指導教員についてですけれども、これから人事異動の調書を提出する時期がやってまいりました。小学校卒業生は中学へ行ったら何部に入ろうと、心躍らせて入学するわけでございますが、でも希望していた部、例えば陸上部がないというような事態が現在起っております。なぜかと言うと専門の先生がないから廃部だということです。立派な先程出ました陸上競技場、または運動場があります。日本でたった一つの町の第2種の公認の陸上競技場を持ってある東員町に、体育の陸上部の専門の教師がない学校があつて廃部だということは、情けないんじゃないでしょうか。こんなかわいそうなことをしない東員町であるはずですよ。この2つの中学校に陸上の専門教師を置くような措置を、教育長の専決でとっていただきたいということを、私は願っておりますので答弁を後ほどお願いいたします。

最後に、人を伸ばす評価についてですが、先程も評価のことについて近藤議員が縷々言われましたが、私は教育の面から言って、教えるとか学ぶとか評価するというのは、またその中でテストも評価の一部にしか過ぎないというふうに思っております。評価とは目的が達成されたかどうかをチェックするためのものなんです。学ぶ期間中継続されるものなんです。また成長を、または改善をそこへ結びつくような評価でなくちゃならないというふうに思っております。

最後に、評価は集団で皆にとって学び合う、支え合うものだというふうに私は思っております。昨日テレビを見ておりました30人で31足の競技を全国大会の競技を私はテレビを見ておりましたが、そのように集団で支え合うということほど、すごい力はないというふうに思っておりますが、このように評価はサポートする行為であると思っておりますが、昨今のテスト依存の評価が多いように思います。全国一斉学力テストもそうでした。最近言われましたOECD15歳の調査をもってしてもしかり、底上げができないからだというふうに私は思います。以上、お願いいたします。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

(教育長 石垣征生君 登壇)

教育長(石垣征生君) 山口議員の学習指導要領の改訂についてのご質問に、お答えをいたします。

なお、通告では具体的なその項目が違っておりますので、また後ほどまとめてお答えをさせていただきたい、こんなふうに思います。

本年の11月7日にこの公表されました中央教育審議会の教育課程部会における審議のまとめを受けて、現在、学習指導要領の改訂作業が行われているところでございます。今回の改訂では基本的には現行の学習指導要領の理念を踏襲しつつ、生きる力という理念の共有を最も重視する必要があるとしています。

したがって、このゆとり教育からの転換ということではないというふうに考えております。また、総合的な学習の時間につきまして今回の審議のまとめでは、中学校の選択教科を含めて縮減の方向が示されています。その理由として教科の知識や技能を活用する学習活動を、各教科の中で充実させることや、小学校における英語活動を設けることなど上げています。

総合的な学習の時間は他の教科に比べ、学校裁量の範囲が広く、各学校の状況に応じた学習内容を設定できることや、地域に根ざした特色ある教育活動の柱になることから、今後も教科等の枠を越えた横断的、総合的な学習、探求的な学習活動になるよう、その充実を図っていかねばならないと考えております。

次に、中学校の体育指導教員についてであります。保健体育科の教員だけでなく、ほとんどの教員はその専門性を生かして部活動の指導に当たっています。しかし、生徒数の減少に伴い教師の数も減少してきていることはご承知のとおりであり、東員町内の中学校だけでなく、他の市町におきましてもこれまでの部活動を維持できない状況が起ってきております。

また、各教員が有する専門性と実際の部活動が一致しない場合もあります。各学校においてはそういった状況の中で、精いっぱい努力をしておりますが、陸上や武道など小学校のときから続けている活動に対して、進学する中学校にその部活動が存在しない場合もあろうかと思えます。この点につきましては個々のケースに応じて、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

最後に、人を伸ばす評価ということですが、子どもたちの学習に関する評価ということで申し上げますと、基本的に個々の学習状況について、授業での様子や定期テストなどにより、把握した客観的な資料等に基づいて評価することは言うまでもないこととさせていただきます。

しかし、人を伸ばす評価ということと言いますと、それは単に数値化された評価だけで達成できるものではありません。日々の学習の中で長所に気づ

き、それを伸ばしていくということもありますし、人と人との関わりや、さまざまな活動の中で伸ばしていくこともあろうかと考えております。また子どもたちと直接関わる教師の指導力によるところもあると考えます。

そういった意味で、子どもたちを学校教育活動全体を通して、総合的に育んでいくということが重要であろうかと考えております。

それから学力の低下の問題でございますけれど、これはもうご承知のように今回、先月ですか、発表されました15歳の子どもの学力調査結果にもございますように、客観的に言えば、要するにその下位の層、上位の層じゃなくて成績下位の層が増えたということで平均して全体のレベルが下がったというふうに解説をされておりますし、実際に現場の子どもの様子も、できる子と、できない子という二極化傾向が強く現れてきておるところでございます。

それから英語教育については、小学校における英語教育は今度の学習指導要領の改訂では、5年・6年に週に1コマ、1時間程度、これを行うということが現在検討されております。特にその英語活動するのではなくって、国際的な感覚と言いますか、理解を深めるために外国のいわゆるその生活とか文化とか、そういうことも含めて中学校への外国語指導の導入にスムーズにすると、そういう点で現在小学校におきます5年・6年の英語活動指導について検討がなされているところでございます。

体育指導といいますが、保健体育科の教員のいわゆる人事異動につきましては、東員町の一中学校だけを優遇して強引にということではなくって、全体のやっぱりその何と言いますか、バランスというものも考えながら適正に対処してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今の答弁に返すようなところがたくさんありますが、時間数のことについてですが、ちょうど2年前の9月議会で、私はここでパネルを使って教育長に、このように時間数が減っていると、心配だという質問をしたことを覚えておみえだと思いますが、そのときには「心配ご無用やと、君のグラフは4年、5年、6年を中心にしたものである」というようなことを私に答弁されました。そのことについてはいかがですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) ちょっと前回の答弁の内容定かに覚えてないわけで、もしお許しをいただけたらと思うんですが、要するにそのゆとり教育と言いますのは、学ぶべきその量に対してどれだけの授業時間数があるかという、その比率でございまして、前回のその学習指導要領の改訂におきましては、学ぶべき内容を3割削減したと、ところがその授業時数については、土曜日を確実に休みにしましたので、それとさらに総合的な学習の時間ということで、新たにそれまでの教科の時間をそちらへ回しましたものですから、したがって、内容を3割削減して、時間数がおよそ2割強削減された形になりますので、それぞれのその主要教科に回るその時間数については、ほとんどそのゆとりという方向ではなかったわけなんです。

で、今回、それを学習指導要領の中で見直す形で、新たに小中学校1週間の授業時数を、1コマ増やして、あるいは総合の時間のこれまでとっていた時間数を減らしたり、あるいは中学校では選択の時間数を減らしたりして、英・数・国・理・社・体育に回すというような改訂が今、検討されておるところでございまして、必要な時間数はやっぱりきちっと確保を、学習指導要領の改訂の中で確保をされていくというふうに考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 私の近くに住んでみえる、つい最近引っ越してみえたお母さんが、私に次のようなことを言われました。「私の娘はゆとり教育の実験台にされただけだ」こういうふうに言われました。私は「なぜですか」と問い返しました。すると「私の娘は6年生ですが、1年のとき今の指導要領になったんだから」と言われました。「漢字を習っても熟語調べや、短文づくりなどは全くやらなかったので身につかず、文章を書くことが使いこなせず、苦手だと言うんです。算数でも2割引きとか、野球の打率の歩合も本当に参考程度にしか書かれておりません」と言われたんです。

それで、その中で一番最後に言われたことは、生きる力の育成といま教育長も言われましたが、これを看板にした今の学習指導要領で、「こんな勉強をしてこなかった子どもが、社会へ出たら不安だ」というふうに、そのお母さんは言うてみえました。それで「娘は中学校を卒業したあとが、ちょうど11年の春から実施になるところ聞くわけでけれども、ゆとり教育で育った子が学力不足に陥らないことが、本当に心配です」と言われました。「削られた不足を補うのは容易ではないはずですよ」というようなことで、先程の下位の層と言われましたが、この親のことについて教育長の答弁を求めます。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) やっぱり生きる力の基本は、何と言いますか、いわゆるその基礎的、基本的な知識、技能、そしてそれを活用する能力ですか、そういうものをやっぱり基本としてきちっと培っていかねばならないと考えておるところでございまして、したがって、私が東員町へお邪魔をさせていただいてから、特に子どもたちの読解力ですね、国語力、これをきちっと身に付けさせなければ何事も始まらないと、こういうことから朝の10分間読書を始めさせていただいて、これで6年目か7年目になるわけですし、しかも、その研究委員会の先生方を設けて、その中で何が今、東員町の子どもたちに必要なかということ、きちっと分析をしていただきました。

その結果、子どもたちには読解力を付ける必要があると、そのために特に帯時間ですね、10分間、あるいは15分間の各学校が帯時間をとって基礎力の定着を図る。あるいは国語力の向上を図るための取り組みを、それぞれの学校でお取り組みをいただいております。大変、手前味噌で申し訳ないんですが、子どもたちのそういうことからすれば、この全国学力調査がございましたですけど、私もやっぱりそれなりに期待しておりました結果が得られて、大変その我々のやってきたことは間違いでなかったということで、今後さらにこれを充実した形で取り組んでまいりたいと、そんなふう考えておるところでございます。

特に今、いま一つ問題になっておりますのが、家庭での学習習慣ですね、これを来年度はひとつ、これまでは基本的な生活習慣の確立ということで、ご家庭でのお取り組みのご協力もいただいていたわけでございますけれど、これからはその家庭学習の習慣をきちっと子どもたちに付けさせていきたい。そのための取り組みを先生方とともに進めてまいりたい。そして子どもたちに読解力、生きる力、そういうものをきちっと身に付けさせていきたい。そんなふう考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今、手前味噌でというようなことを教育長は言われましたが、僕は7年間積み上げてきた朝の10分間読書というのは、すごい力があつたというふうに私は自負していいと、私は思っております。読解力が必要だということも私は同感でございます。

そういう意味で英語のことはあんまりね、しないほうがいいのではないかと、これは英語というのはもう順番にコツコツコツコツやっていかなくちゃ、日本の英語は何やら文法から入っていったり、中学校へ行きますとね、こうする

わけなんです。そういうようことは僕は良くないな、ということは小学校で英語やっておって、もう中学校へ行って英語やるときにね、僕は英語嫌いやというような劣等感を持つような子どもをつくっては駄目だというふうに、私は思っております。

それから次に、陸上競技場のことですが、やはり一中と二中は一緒にやるということについて、立派な運動場があって陸上競技場があるんですから、車に乗せて行ったらええやないかというような声が教育委員会から言われたという親があるんですよ。「一中で練習できなかつたら二中へ車で行け」こういうような声が返ってということを親から私聞きました、直接。そういうようことは僕は絶対あかんと、陸上競技場へ学校の先生が連れて行くというぐらいのものが、なければあかんとというふうに思いますが、どうですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) いわゆる一中の陸上競技場に陸上の専門の先生がおみえにならないということで、陸上部がないわけでございますけれど、自分は陸上をやりたいとこういうことで、しかし、素質のあるお子さんでございますから、そういう意志を少しでも尊重させていただいて、やっぱり指導者がいないといけないということで、普通の日はなかなか授業が終わってからというのは難しいわけでございますので、お聞きしますと二中の専門の先生おみえになりますので、二中の部活動の中で一緒にさせていただくということは可能かということでございましたので、私どもとしてはそれは校長先生とご相談をさせていただいて、結構ですよということでございます。

ただ、陸上競技場へ生徒さんを連れて行けと言われれば、これは連れて行かんことはないわけですが、指導者がいないところでは僕は駄目だと思ふんですよ。そういう面で二中の体育の先生にご無理を申し上げているところだというふうに聞いております。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) その典型的な例が一中のプールなんです。一中のプール1年間にどれだけ使われました。もう既に壊されたんでしょう。あれは水泳の先生がみえたから、一中のプールつくった。その先生が変わられたら、一中のプールほとんど使わんようになった。そして壊してしまった。こんなことがあって、僕は本当に情けないというふうに思います。だから専門の教師を何とかせなあかんとということを、私は言うわけです。

それから最後になりますけれども、先程下位の層がということを言われました。下位の層をつくり出したのは、家庭の所得格差が下位の層をつくっておるんだというふうに思います。これこそが格差社会があるということです。格差社会をつくったのは教育格差があるから、格差社会が生まれてきたんだというふうに断じて私はいいいと思います、教育長どうですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) 一中のプールの件でございますけれど、学習指導要領の改訂もございまして、なかなかその使う時間数がもう必修じゃなくなりましたもんですから、あるところはやっってくださいということになった。その時点でずいぶん方向転換がなされてきたというふうに聞いておりますし、まさしくその学力の階層をつくり出すというのは、私どもの責任でございまして、これは公教育においては、そういうことあってはならん。そのために私どもは普通の授業のほかに、そういう基礎基本を確実に身に付ける時間帯を設けたり、あるいは読書の時間、読解力の向上の時間を設けたり、あるいは少人数教育を実施したりと、いろいろその工夫をしておるわけでございます、経済力によって教育格差が生じるということはあってはならんことだと思いますし、公教育においては、そこをきちっと保障していくのが、私どもの責任であるというふうに感じておりますので、今後もそういうことのないように、できるだけそういう事態が発生しないように努めてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) これで、今期きりの最後の質問終わります。

ありがとうございました。

議長(川杉美津江君) ただいまの出席議員は14名であります。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長(川杉美津江君) 一般質問を続けます。

4番 山口一成議員。

(4番 山口一成君 登壇)

4番(山口一成君) 今日11日の7番目、最後でございます。この席に先程も山本議員が言われましたように、山川議員がおみえにならないのが大変残念であります。山川議員との付き合いは、私が十社村の青年団長をしておったときからの付き合いでございまして、「4Hクラブ」そういうようなものを立ち上げられたり、それから中上や長深や南大社の地層土壌を調査された。そういうようなところからの付き合いでございしますが、大変お亡くなりになったことを、大変残念に思っておる次第であります。山川議員も私の今日の質問を聞いておってくれるのではないしらんと思っておる次第です。

発言通告は、大きく三つに分けてあります。

1は、行財政改革の問題、2番目も行財政改革の問題ですが、それを分けたのは、地域性や、または私的にかかる問題というようなことで、1と2を分けさせていただきました。

その中で、2番目の地上デジタル放送については、簡単な質問で終わりたいなというふうに考えております。質問に入ります。

行財政改革の実施の検証についてですが、これは70項目あります7番目のオレンジバスの利便性の向上についてですが、今年の4月に一部ルート変更を行いました。それから平成21年にはルートが確定され、本格運行に移行するわけでございますが、私の手元にこんな葉書が届きました。葉書じゃなくて手紙が届きました。ちょっと読んでみます。

「旧北大社駅を頼りに移住した者です。所用のため電車を利用するときにいつも思う。利用できないレール沿線になった二軒屋地区にバスをどうしてもほしいと思います。現在、東員駅に立ち寄るバスはいつも無人に近い状態で走っています。住民に利用しやすいように変えてください。なぜ無人のバスは走るのか考えてください。駅の広場に止まっているたくさんの自動車は朝に利用する人だけです。昼間バスが通らないところに住むのが恨めしく思います。なぜ利用できない無人に近いバスが走るのでしょうか」と。

もちろん、「しょう」も「せう」と書いてありますので、かなり高齢者の方だと私は思っておりますが、車に乗って私たちは今生活をしておるわけですが、みえない方だと思います。この方の精いっぱい訴えだというふうに思います。ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、項目の70番のところですが、二軒屋の未利用財産のことについて、先程は門脇議員が質問されました。私は去年の3月議会でこの質問をいたし

ましたが、答弁は「町営住宅は建てない。住宅地として利用したい」という答弁でございましたが、周囲には現在22戸、民間の宅地開発で住宅が既に建ち、入居されてみえます。1千㎡の土地の草刈りが今年2回されました。さきほど塩漬けという言葉について、町長は塩漬けじゃないというようなことを言うてみえましたですけども、その活用策の答弁を再度求めたいと思います。

次に、未利用のその財産のことでございますけれども、それを先程は周りにたくさんの住宅地が建ちましたので、これを住宅地として売るのは大変どうかというふうに私は考えるわけでございます。民間に払い下げるということについては、大変難しい問題が存在するのではないかというふうに、今になって考える次第です。答弁をお願いしたいと思います。

簡潔に、1時間かからんと今日は終わりたいと思いますので、簡潔にお願いします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

(町長 佐藤 均君 登壇)

町長(佐藤 均君) 山口議員の行財政改革の実施計画の検証についてご質問に、お答えをいたします。

まず、コミュニティバスに関するご質問でございますが、運行を開始させていただいて早3年が経過しようとしております。皆さん方には通勤、通学、通院をはじめ、日常生活にご利用いただいているところでございます。

現在、5年間の実証運行期間中であり、利便性の向上を図るために運行開始からアンケート調査や乗降調査を実施させていただいており、前年度に運行ルートのダイヤの見直しを行い、本年4月から改正ルートダイヤで運行させていただいております。今後も利用状況等を踏まえて利用者の利便性確保のため、引き続きルートやダイヤの改正を検討してまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、大木町営住宅跡地の利用についてでございますが、ご質問の土地は町営大木住宅の木造住宅の跡地で既に家屋の取り壊しも行き更地となっております面積は約 2,700 ㎡であります。

以前にも議員のご質問にご答弁させていただきましたとおり、町内では多くの民間の賃貸住宅が建設されている状況から、跡地に公営住宅を建設することは考えておりません。現在、大木二軒屋周辺で実施しております地籍調査事業にあわせて、当該地区の境界確定や登記関係の整理を行っており、完了後、住宅建設の条件に処分をいたす考えでおりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今、2,700 m²で言われました。これはすべての町有地を含んでおる面積だと私は思いますが、今、二軒屋の集会所は老朽化しております。ちょうど3代前の藤田町長のときに建設されたプレハブの集会所です。この集会所の建て替えにあわせ、集会所兼老後の保健施設も検討に入れて考えられませんかという点が、第一点でございます。

それからバスのことですが、後刻公共交通の特別対策の委員長から報告があると思いますが、どうしても二軒屋を通してほしいという希望が、今の手紙の中にも表れておったと思います。東員駅から二軒屋までタクシーを呼んでもなかなか来てくれません。タクシーが来たとしても代金は600円払わなくちゃならないということです。そういうことですから、何かバスの利便性というんですから、利便性の言葉からいったら、何か二軒屋通っていいのではないかというふうに思います。

先程もアパートのことがございましたが、アパートは約100戸建っております。若い人たちです。先程も地区に入らないとか、または班に入らないとか、1人だけとか、住民票を持ってこないとかいろいろありますが、皆若くても将来は高齢になるんです。高齢になったらどうしても車に乗りたくても乗らなければならぬということじゃなし、乗れないようになってしまうんですから、そのことを考えてほしいというふうに思います。

それで先程言いました二軒屋の集会所のことについて、町長の答弁を求めたいと思います。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 答弁させていただきます。

この大木住宅の旧の木造の部分と、それからもう既に二軒屋地区の集会所が建設、建っております。その二軒屋集会所の土地のことを言われてみえらと思うんですけど、私どもとしては集会所の部分は集会所として当然存続をさせていく、残りの部分について民間の力を借りて人口増を図るところから、処分をしていきたい。そんな思いでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 集会所のことにつきましては、今お聞きしたとおりでございますが、それこそプレハブなんです。下がちょうど鉄でできておりまして、鉄でそれをつないである。ボルトでつないである。一番よく言う床の土台なんです。そういうようなところでこう傷みもきておるわけです。ですから、なかなか与えられたものですから、住民にはそれほどの意識がないんですね。これは二軒屋の人には大変悪いかもわかりませんが、意識が大変低いんです。何か近鉄からもらったものという意味が大変深くありまして、それを利用させてもろておるといことぐらいの意味しかないわけなんです。

そういう意味で、大変意識が低いので建て替えについての時期がきておるのに、その建て替えが進まない理由はネックはそこにあるのではないかしらんと、こう思っておりますが。

もう一点ですが、周りの土地は1㎡何万何千円という数字は言いませんけれども、ほとんど売られておるわけなんです。町のその住宅跡地についてもそれだけの金額で売るのであるのかどうか、それで買えるのかどうか、高くは絶対売れないはずなんです。そうするとこの跡地はどうするのかということ、先程お尋ねしたわけでございます。何か公共の老人福祉に係る施設が建ったら、これは問題なからうというふうに私は判断いたしまして、質問の項目に入れたわけです。再度答弁をお願いします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

ご質問聞いておりますと、その大木住宅の跡地について、極端なこと言うと老人施設的なものをそこへ建設をということなんです。

老人人口もどんどん増えるということも承知しておりますし、将来的にその老人関係の根本的なところを、やはりもっと研究しないと思います。ただ、その部分についても行政が手を出していく、その部分は今いろいろ民間の仕事として、非常に社会的にいろいろな施設をやられておる。だからその跡地のところへ行政が福祉施設をという考え方は今のところにはございません。

その土地を処分するときに、民間の方でやられる方は何もその処分地を買っていただく、そんな方向でいけば経営が成り立つということであれば、民間の方も進出をされると思いますし、その辺はその処分の中で頭のなかに入れて、処分の方法を皆さんと議論をさせてもらいたいと思います。要するに処分条件ですね。私は住宅地として一番適したところであるかなと、どんどんと民間の方も開発をされてみえますし、非常に環境上良いということで、極端なことを言うと戸建ての住宅が一番ええかなと。

ところがそのアパートとかマンションとか、そういう方向もあろうかと思えますので、その辺はどういう条件を付けて処分をしていくか、そこら辺もまたもう少し進んだ段階で、処分方法も議員の皆さんにお示しをさせていただきますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) いつかこの処分の問題について、地域に葉書を私は配って、その葉書を読んだ記憶がありますが、その中でもそういうような施設をつくったらどうやという意見も、葉書の中に書いてありましたが、ゆえに書いたわけですが、戸建ての住宅が僕もベターだと思います。けれども、それ以上に高齢化が進んでおる中で、何か町のそういう施設も必要ではないかというような思いもありますし、地域の方の声もありますので、今発言したわけでございます。

次に、2のほうへ移ります。地上デジタル放送のことについてでございますけれども、先程既に門協議員や、それから近藤議員から発言がありましたので、私は簡単に質問したいと思えますが、方針は今年中ということでしたが、今年度中ということによろしいでしょうか。はい、頭を振ってみえますので、今年度中というふうに理解させていただきます。

それから料金のことについては、それも既に出しておりますので、もう一つ質問になかったことを聞きます。二軒屋のある人は、「僕はNHKにはお金を払っていない。勢慶テレビにしか払っていない」というふうに言われるんですけども、それも通るのか、通らないのかということをお聞きしたいと思います。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

テレビのNHKの受信料は払ってもらわな駄目だと思います。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 失礼いたしました。質問についてすぐ次へ行ってしまいましたが、次にもうこれはデジタル放送のことについては、もう終わります。

次に、14番目の笹尾の連絡所のことについてお尋ねいたします。

廃止についてお尋ねいたしますが、この14番目の項目の目標に、住民の意向とオレンジバスの実証運行結果をもとに検討するというふうにあるわけ

ですが、18年度の利用者数は住民票をもらった方が3,432件、戸籍が863件、印鑑証明が1,851件、その他70件として年間で6,216件の利用者があるわけですが、笹尾・城山はもう団地としては言葉としては言えないくらい経っております。

50年からもう既に30数年経っておるわけですから、交流も深まっております。人口も在来よりも多いですし、ここにみえる議員数も多いわけなんです。俺たちが東員町を支えてきたんだという自負心が芽生えておる証拠だと私は思っております。また反対に、高齢化の波もひたひたとやってきております。連絡所の廃止どころか、もっと充実してほしいぐらいの自治会長さんのお声も聞きます。私は廃止すべきでないと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お聞きします。

議長(川杉美津江君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 山口議員からの行財政改革の実施計画の検証の2点目について、お答えをさせていただきます。

まず、地上デジタル放送関係いろいろダブル部分もございますけども、再度答弁をさせていただきます。実施計画におけるプラムチャンネルの方向性につきましては、東員町デジタル放送対策業務報告書及びアンケートで得られました住民の方々の必要としている情報を伝えることは、今後も継続して行う必要があると認識をしております。

現在、株式会社ラッキータウンテレビのコミュニティチャンネル、すなわち自主放送番組の中で行政情報を伝える時間帯や取材編集等詳細な協議を行い、全面的に委託する方向で考えております。

続きまして笹尾連絡所につきましては、行財政改革推進計画の中で連絡所のあり方について検討としており、平成21年度までに住民の意向とコミュニティバスの実証運行結果をもとに、運営のあり方について検討することといたしております。

現在、住民の皆さんの意向を把握するため、アンケートの準備と窓口事務の利用状況等の実績をもとに、庁内での検討をさせていただいております。これらを参考にし、十分検討を加えまして、平成21年度には存続、廃止を決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 廃止かどうかということ、先程近藤議員は投票所の話で言われましたですが、私は廃止すべきでないというふうに考えるわけです。何か行政改革を言うと、それに理解を示さんというようなことで、何か悪者扱いにされておるようでございますけれども、財政のこの地方分権の中は本当に空文句でございます、予算の配分、これがもう7億円も減ってきたらどうなるんやというような、先程の町長の話もございましたが、最近では政財官の癒着の中でぬくぬくと育っておる人もおるわけですから、それを忘れないでほしいと思います。

こういう見方は前の中村町長は物事を見るのは鳥瞰視的に見なくちゃ駄目だ。虫瞰視的な見方をしてはあかんということを言われました。鳥瞰視とは、高い空の上の鳥のように地域がどのように動いておるか、社会がどのように変化しておるか、そういうものを見る必要がある。また虫瞰視とは土の中に入って、住民の気持ちをどのようにくみ取って、自分たちはどのような行政をやり、責任を持った地方自治ができるかというような目が必要なんだということを、鳥瞰視、虫瞰視という言葉で中村町長は私たちに語っていただきました。そういう行政をすることは、私は今後ともに大事だと思っておりますが、高齢者がおる中で本当に高齢者を寒風の中にさらすようなことはしてはならんというふうに考えます。

次に、三番目の質問に入ります。ハシヨります。

皆さん方に配布してあります、学習指導要領改訂案をご覧くださいと思います。

小中学校の授業で生活であるとか音楽、図工、体育、道徳、特別活動、そういうものの時間数は記入してございません。同じですから、今までどおりですから記入してありませんが、そこにお配りしましたのは算数や中学校の数学、国語、理科、社会を中心に各教科の授業時間の改訂案を出させていただきました。ゆとり教育からの方向転換が図られるようでございますが、その要因は何か。諸外国との比較で子どもの学力が低下したことへの対応であると言われております。そのことについて教育長に、また答弁を願いたいと思います。

その中で総合学習についてですが、今回の改訂では小学校3年以上で35時間から40時間、中学校で約20時間から60時間も減っております。町内各校へ呼びが私にもかかりまして、いろいろその取り組みに参加させていただきました。けれども、その一刻の中で子どもの元気な姿から、私は生きがいを感じてきたわけでございますけれども、この中で、学力が国際から比較して低下したということへの対応がそうであったかどうかということも、教育長にご答弁を願いたいと思います。

次に、小学校のこの総合学習の中でございますけれども、英語学習には私は疑問を持っております。平成18年から体験型の英語活動を必修化を受けて、5年生、6年生に週1時間程度の英語活動をするということが導入されておりますが、英語の挨拶であるとか、英語の歌であるとか、ゲームであるとか、カルタ取りであるとかということをやっておるのを私は見てまいりました。それはどうみても英語ごっこにしか私は目に映りませんでした。このことについても教育長から答弁を求めたいと思います。

次に、中学校の体育の指導教員についてですけれども、これから人事異動の調書を提出する時期がやってまいりました。小学校卒業生は中学へ行ったら何部に入ろうと、心躍らせて入学するわけでございますが、でも希望していた部、例えば陸上部がないというような事態が現在起っております。なぜかと言うと専門の先生がないから廃部だということです。立派な先程出ました陸上競技場、または運動場があります。日本でたった一つの町の第2種の公認の陸上競技場を持ってある東員町に、体育の陸上部の専門の教師がない学校があつて廃部だということは、情けないんじゃないでしょうか。こんなかわいそうなことをしない東員町であるはずですよ。この2つの中学校に陸上の専門教師を置くような措置を、教育長の専決でとっていただきたいということを、私は願っておりますので答弁を後ほどお願いいたします。

最後に、人を伸ばす評価についてですが、先程も評価のことについて近藤議員が縷々言われましたが、私は教育の面から言って、教えるとか学ぶとか評価するというのは、またその中でテストも評価の一部にしか過ぎないというふうに思っております。評価とは目的が達成されたかどうかをチェックするためのものなんです。学ぶ期間中継続されるものなんです。また成長を、または改善をそこへ結びつくような評価でなくちゃならないというふうに思っております。

最後に、評価は集団で皆にとって学び合う、支え合うものだというふうに私は思っております。昨日テレビを見ておりました30人で31足の競技を全国大会の競技を私はテレビを見ておりましたが、そのように集団で支え合うということほど、すごい力はないというふうに思っておりますが、このように評価はサポートする行為であると思っておりますが、昨今のテスト依存の評価が多いように思います。全国一斉学力テストもそうでした。最近言われましたOECD15歳の調査をもってしてもしかり、底上げができないからだというふうに私は思います。以上、お願いいたします。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

(教育長 石垣征生君 登壇)

教育長(石垣征生君) 山口議員の学習指導要領の改訂についてのご質問に、お答えをいたします。

なお、通告では具体的なその項目が違っておりますので、また後ほどまとめてお答えをさせていただきたい、こんなふうに思います。

本年の11月7日にこの公表されました中央教育審議会の教育課程部会における審議のまとめを受けて、現在、学習指導要領の改訂作業が行われているところでございます。今回の改訂では基本的には現行の学習指導要領の理念を踏襲しつつ、生きる力という理念の共有を最も重視する必要があるとしています。

したがって、このゆとり教育からの転換ということではないというふうに考えております。また、総合的な学習の時間につきまして今回の審議のまとめでは、中学校の選択教科を含めて縮減の方向が示されています。その理由として教科の知識や技能を活用する学習活動を、各教科の中で充実させることや、小学校における英語活動を設けることなど上げています。

総合的な学習の時間は他の教科に比べ、学校裁量の範囲が広く、各学校の状況に応じた学習内容を設定できることや、地域に根ざした特色ある教育活動の柱になることから、今後も教科等の枠を越えた横断的、総合的な学習、探求的な学習活動になるよう、その充実を図っていかねばならないと考えております。

次に、中学校の体育指導教員についてであります。保健体育科の教員だけでなく、ほとんどの教員はその専門性を生かして部活動の指導に当たっています。しかし、生徒数の減少に伴い教師の数も減少してきていることはご承知のとおりであり、東員町内の中学校だけでなく、他の市町におきましてもこれまでの部活動を維持できない状況が起ってきております。

また、各教員が有する専門性と実際の部活動が一致しない場合もあります。各学校においてはそういった状況の中で、精いっぱい努力をしておりますが、陸上や武道など小学校のときから続けている活動に対して、進学する中学校にその部活動が存在しない場合もあろうかと思えます。この点につきましては個々のケースに応じて、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

最後に、人を伸ばす評価ということですが、子どもたちの学習に関する評価ということで申し上げますと、基本的に個々の学習状況について、授業での様子や定期テストなどにより、把握した客観的な資料等に基づいて評価することは言うまでもないこととさせていただきます。

しかし、人を伸ばす評価ということと言いますと、それは単に数値化された評価だけで達成できるものではありません。日々の学習の中で長所に気づ

き、それを伸ばしていくということもありますし、人と人との関わりや、さまざまな活動の中で伸ばしていくこともあろうかと考えております。また子どもたちと直接関わる教師の指導力によるところもあると考えます。

そういった意味で、子どもたちを学校教育活動全体を通して、総合的に育んでいくということが重要であろうかと考えております。

それから学力の低下の問題でございますけれど、これはもうご承知のように今回、先月ですか、発表されました15歳の子どもの学力調査結果にもございますように、客観的に言えば、要するにその下位の層、上位の層じゃなくて成績下位の層が増えたということで平均して全体のレベルが下がったというふうに解説をされておりますし、実際に現場の子どもの様子も、できる子と、できない子という二極化傾向が強く現れてきておるところでございます。

それから英語教育については、小学校における英語教育は今度の学習指導要領の改訂では、5年・6年に週に1コマ、1時間程度、これを行うということが現在検討されております。特にその英語活動するのではなくって、国際的な感覚と言いますか、理解を深めるために外国のいわゆるその生活とか文化とか、そういうことも含めて中学校への外国語指導の導入にスムーズにすると、そういう点で現在小学校におきます5年・6年の英語活動指導について検討がなされているところでございます。

体育指導といいますが、保健体育科の教員のいわゆる人事異動につきましては、東員町の一中学校だけを優遇して強引にということではなくって、全体のやっぱりその何と言いますか、バランスというものも考えながら適正に対処してまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今の答弁に返すようなところがたくさんありますが、時間数のことについてですが、ちょうど2年前の9月議会で、私はここでパネルを使って教育長に、このように時間数が減っていると、心配だという質問をしたことを覚えておみえだと思いますが、そのときには「心配ご無用やと、君のグラフは4年、5年、6年を中心にしたものである」というようなことを私に答弁されました。そのことについてはいかがですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) ちょっと前回の答弁の内容定かに覚えてないわけで、もしお許しをいただけたらと思うんですが、要するにそのゆとり教育と言いますのは、学ぶべきその量に対してどれだけの授業時間数があるかという、その比率でございまして、前回のその学習指導要領の改訂におきましては、学ぶべき内容を3割削減したと、ところがその授業時数については、土曜日を確実に休みにしましたので、それとさらに総合的な学習の時間ということで、新たにそれまでの教科の時間をそちらへ回しましたものですから、したがって、内容を3割削減して、時間数がおよそ2割強削減された形になりますので、それぞれのその主要教科に回るその時間数については、ほとんどそのゆとりという方向ではなかったわけなんです。

で、今回、それを学習指導要領の中で見直す形で、新たに小中学校1週間の授業時数を、1コマ増やして、あるいは総合の時間のこれまでとっていた時間数を減らしたり、あるいは中学校では選択の時間数を減らしたりして、英・数・国・理・社・体育に回すというような改訂が今、検討されておるところでございまして、必要な時間数はやっぱりきちっと確保を、学習指導要領の改訂の中で確保をされていくというふうに考えております。

よろしく願いを申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 私の近くに住んでみえる、つい最近引っ越してみえたお母さんが、私に次のようなことを言われました。「私の娘はゆとり教育の実験台にされたただだ」こういうふうに言われました。私は「なぜですか」と問い返しました。すると「私の娘は6年生ですが、1年のとき今の指導要領になったんだから」と言われました。「漢字を習っても熟語調べや、短文づくりなどは全くやらなかったので身につかず、文章を書くことが使いこなせず、苦手だと言うんです。算数でも2割引きとか、野球の打率の歩合も本当に参考程度にしか書かれておりません」と言われたんです。

それで、その中で一番最後に言われたことは、生きる力の育成といま教育長も言われましたが、これを看板にした今の学習指導要領で、「こんな勉強をしてこなかった子どもが、社会へ出たら不安だ」というふうに、そのお母さんは言うてみえました。それで「娘は中学校を卒業したあとが、ちょうど11年の春から実施になるところ聞くわけでけれども、ゆとり教育で育った子が学力不足に陥らないことが、本当に心配です」と言われました。「削られた不足を補うのは容易ではないはずですよ」というようなことで、先程の下位の層と言われましたが、この親のことについて教育長の答弁を求めます。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) やっぱり生きる力の基本は、何と言いますか、いわゆるその基礎的、基本的な知識、技能、そしてそれを活用する能力ですか、そういうものをやっぱり基本としてきちっと培っていかなければならないと考えておるところでございまして、したがって、私が東員町へお邪魔をさせていただいてから、特に子どもたちの読解力ですね、国語力、これをきちっと身に付けさせなければ何事も始まらないと、こういうことから朝の10分間読書を始めさせていただいて、これで6年目か7年目になるわけですし、しかも、その研究委員会の先生方を設けて、その中で何が今、東員町の子どもたちに必要なかということ、きちっと分析をしていただきました。

その結果、子どもたちには読解力を付ける必要があると、そのために特に帯時間ですね、10分間、あるいは15分間の各学校が帯時間をとって基礎力の定着を図る。あるいは国語力の向上を図るための取り組みを、それぞれの学校でお取り組みをいただいております。大変、手前味噌で申し訳ないんですが、子どもたちのそういうことからすれば、この全国学力調査がございましたですけど、子どももやっぱりそれなりに期待しておりました結果が得られて、大変その我々のやってきたことは間違いでなかったということで、今後さらにこれを充実した形で取り組んでまいりたいと、そんなふう考えておるところでございます。

特に今、いま一つ問題になっておりますのが、家庭での学習習慣ですね、これを来年度はひとつ、これまでは基本的な生活習慣の確立ということで、ご家庭でのお取り組みのご協力もいただいていたわけでございますけれど、これからはその家庭学習の習慣をきちっと子どもたちに付けさせていきたい。そのための取り組みを先生方とともに進めてまいりたい。そして子どもたちに読解力、生きる力、そういうものをきちっと身に付けさせていきたい。そんなふう考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) 今、手前味噌でというようなことを教育長は言われましたが、僕は7年間積み上げてきた朝の10分間読書というのは、すごい力があつたというふうに私は自負していいと、私は思っております。読解力が必要だということも私は同感でございます。

そういう意味で英語のことはあんまりね、しないほうがいいのではないかと、これは英語というのはもう順番にコツコツコツコツやっていかなくちゃ、日本の英語は何やら文法から入っていったり、中学校へ行きますとね、こうする

わけなんです。そういうようことは僕は良くないな、ということは小学校で英語やっておって、もう中学校へ行って英語やるときにね、僕は英語嫌いやというような劣等感を持つような子どもをつくっては駄目だというふうに、私は思っております。

それから次に、陸上競技場のことですが、やはり一中と二中は一緒にやるということについて、立派な運動場があって陸上競技場があるんですから、車に乗せて行ったらええやないかというような声が教育委員会から言われたという親があるんですよ。「一中で練習できなかつたら二中へ車で行け」こういうような声が返ってということを親から私聞きました、直接。そういうようことは僕は絶対あかんと、陸上競技場へ学校の先生が連れて行くというぐらいのものが、なければあかんとというふうに思いますが、どうですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) いわゆる一中の陸上競技場に陸上の専門の先生がおみえにならないということで、陸上部がないわけでございますけれど、自分は陸上をやりたいとこういうことで、しかし、素質のあるお子さんでございますから、そういう意志を少しでも尊重させていただいて、やっぱり指導者がいないといけないということで、普通の日はなかなか授業が終わってからというのは難しいわけでございますので、お聞きしますと二中の専門の先生おみえになりますので、二中の部活動の中で一緒にさせていただくということは可能かということでございましたので、私どもとしてはそれは校長先生とご相談をさせていただいて、結構ですよということでございます。

ただ、陸上競技場へ生徒さんを連れて行けと言われれば、これは連れて行かんことはないわけですが、指導者がいないところでは僕は駄目だと思ふんですよ。そういう面で二中の体育の先生にご無理を申し上げているところだというふうに聞いております。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) その典型的な例が一中のプールなんです。一中のプール1年間にどれだけ使われました。もう既に壊されたんでしょう。あれは水泳の先生がみえたから、一中のプールつくった。その先生が変わられたら、一中のプールほとんど使わんようになった。そして壊してしまった。こんなことがあって、僕は本当に情けないというふうに思います。だから専門の教師を何とかせなあかんとということを、私は言うわけです。

それから最後になりますけれども、先程下位の層がということを言われました。下位の層をつくり出したのは、家庭の所得格差が下位の層をつくっておるんだというふうに思います。これこそが格差社会があるということです。格差社会をつくったのは教育格差があるから、格差社会が生まれてきたんだというふうに断じて私はいいいと思います、教育長どうですか。

議長(川杉美津江君) 石垣征生教育長。

教育長(石垣征生君) 一中のプールの件でございますけれど、学習指導要領の改訂もございまして、なかなかその使う時間数がもう必修じゃなくなりましたもんですから、あるところはやっってくださいということになった。その時点でずいぶん方向転換がなされてきたというふうに聞いておりますし、まさしくその学力の階層をつくり出すというのは、私どもの責任でございまして、これは公教育においては、そういうことあってはならん。そのために私どもは普通の授業のほかに、そういう基礎基本を確実に身に付ける時間帯を設けたり、あるいは読書の時間、読解力の向上の時間を設けたり、あるいは少人数教育を実施したりと、いろいろその工夫をしておるわけでございますし、経済力によって教育格差が生じるということはあってはならんことだと思いますし、公教育においては、そこをきちっと保障していくのが、私どもの責任であるというふうに感じておりますので、今後もそういうことのないように、できるだけそういう事態が発生しないように努めてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(川杉美津江君) 山口一成議員。

4番(山口一成君) これで、今期きりの最後の質問終わります。

ありがとうございました。